

社会福祉法人江南市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人江南市社会福祉協議会虐待防止委員会（以下、「委員会」とする）は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下、「本会」とする）が利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会事務局長とする。
- (2) 委員は、本会事務局次長及びサービス管理者と各部署のグループライダーとする。
- (3) その他、委員長が必要と認める者。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年2回以上開催する。
- (2) 虐待発生後の検証や再発防止策の検討など、必要があるときは委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 別に定める虐待防止対応規程を本会職員に周知する。
- (2) 「虐待の分類」について、本会職員に周知することと、定期的な見直しを行っていく。
- (3) 本会職員に対して「虐待防止チェックリスト」に基づきセルフチェックによる調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、委員会に報告する。
- (5) 身体拘束等防止・適正化のための対策を委員会で年2回以上検討し、その結果を本会職員に周知徹底する。
- (6) 虐待防止、身体拘束等防止・適正化に係る研修計画を年1回以上立てて、行うこととする。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、本会職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より障害者虐待防止法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法のみならず、障害者及び高齢者の権利宣言等の知識の習得に努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは本会職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

◆虐待防止委員会名簿

江南市社会福祉協議会内の役職	
委員長	江南市社会福祉協議会 事務局長
委員	江南市社会福祉協議会 事務局次長
委員	江南市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所 管理者
委員	江南市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 管理者
委員	江南市社会福祉協議会 総務グループリーダー
委員	江南市社会福祉協議会 地域福祉活動グループリーダー
委員	江南市社会福祉協議会 相談支援グループリーダー
委員	その他、委員長が必要と認める者

※虐待内容及び通報状況によって委員を追加することができる。